

IV 分野別施策の推進

1 男女平等の社会づくりに向けて

●現状と課題●

藤沢市が2003年(平成15年)に実施した「男女共同参画市民意識調査」(以下、「意識調査」)では、「男女が平等になっていると思うか」との問いに「平等になっている」と答えた人はわずか12.7%に過ぎず、依然、女性差別の根深さがうかがわれます。

特に男女の賃金格差や女性の差別待遇など、職場における男女格差は遅々として縮まらず、近年、非正規労働者として多くの女性が低賃金労働を担っている現状があります。

また、女性にとっても男性にとっても、長時間労働や育児休業・介護休業を取りにくい労働環境が、家庭や育児との両立を困難にさせています。このような労働環境の未整備が少子化にも多大な影響を与えており、意識調査においても「経済的負担が大きい」、「仕事を続けたいから」が出生率低下の要因の一つとして掲げられています。

一方、夫や恋人などパートナーからの女性に対する暴力＝ドメスティック・バイオレンス(DV)は深刻化しており、その影響が子どもにまで及ぶケースが少なくありません。意識調査でも、「肉体的や精神的など何らかの暴力を受けたことがある」女性は10人に1人と全国調査同様の高い数値を示しています。相談件数も増加の一途をたどっていますが、シェルター(一時保護施設)やステップハウス(中期滞在型生活支援施設)が不足しており、DV被害者救済支援が追いつかないのが現状です。性的搾取や強制労働目的の人身取引も、重大な人権侵害です。よりきめ細かな被害者救済策とともに、男性の意識改革も必要です。

女性も男性も、あらゆる場において性差による差別を受けることなく、すべての権利を享受するとともに社会的責任を負う社会、性別にかかわらず個人が能力を発揮できる男女共同参画社会を形成していくためには、社会全体の性別役割分担意識の解消をはじめとする意識改革や平等教育、政策・方針決定の場への女性の参画推進、男女共同参画施策を展開していくための推進体制の充実・整備も重要な課題です。

■主要施策の方向■

1 ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶と被害者救済対策の充実

深刻化するDV被害者を救済するためのシェルター、ステップハウスの新設が急がれます。また、相談機能のいっそうの充実を図るとともに、DV対策のための庁内体制の整備、NPOや市民団体との連携強化、近隣市町村との広域協力も重要です。加えて、DVの未然防止のために、日頃からの意識啓発に力を注ぎます。

2 男女間の賃金格差と職場における女性の差別待遇の是正

男性一般労働者の7割にも満たない女性一般労働者の給与水準を是正するとともに、低水準で推移している女性パートタイム労働者の賃金を引き上げるように事業主等への啓発に努めます。採用、昇任に当たっても男女を平等に評価し、転勤や体力などを条件にした間接的な男女差別を行わないように事業主に働きかけます。

3 セクシュアル・ハラスメント^(※)の根絶と被害者救済

職場などでのセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発を進めるとともに、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

4 政策・方針決定過程への女性の参画推進

人口の約半数を占める女性の意見が、市政に十分反映されるように審議会などの女性参画率を28.6%(平成18年4月現在)から、40%の数値目標に達成するよう努めます。また、市政に携わる女性職員の職域拡大や管理職の登用を推進し、地域団体や自治会などに対しても、女性がリーダーや役員として登用されるように働きかけます。

5 外国籍女性の性的搾取・強制労働への対策

近年、東南アジア方面から多くの女性が、性的搾取や強制労働目的の人身取引によって日本に入国をしています。被害者の保護・救済を関係機関と連携して行うと同時に、このような人権侵害を行わないように市民の啓発に努めます。

6 男女平等教育と意識啓発の推進

保育、幼児教育、学校教育においては、発達段階に応じた男女平等教育をより積極的に推進します。また、社会教育においては、性別役割の解消や女性の人権の大切さなどの意識啓発や男性の地域・家庭に主体的にかかわるための講座など、多様な角度から人権意識の醸成に努めます。

7 推進体制の充実ならびにネットワークの整備

性差別のない男女共同参画社会を築くために、市民・NPO・企業・関連諸団体とネットワークを整備し、推進体制をより強固にします。

※**セクシュアル・ハラスメント**：一般には、雇用の場での「性的いやがらせ」を指す。仕事上の権限や地位を利用して労働条件の変更と引き換えに性的な要求をする「対価型」と、身体への不必要な接触、わいせつな写真の掲示などの性的な言動が繰り返されることで働きにくい職場環境にする「環境型」がある。略語「セクハラ」

2 子どもの人権を尊重するために

●現状と課題●

子どもの虐待やいじめなど、子どもの人権を侵害する深刻な問題があとを絶ちません。年々増加する子どもへの虐待に対しては家族全体を考慮した防止策を立て、児童虐待防止ネットワークや子ども総合相談の開設、他機関との連携活動などを行っていますが、これからはさらに、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

青少年相談センターをはじめ、各種相談機関が悩み・いじめ・不登校などを含む種々の相談を受けており、市内の14地区の青少年育成協力会では青少年の健全育成・非行防止活動を実施しています。子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対処するためには、当事者だけでなく関係者を含めた人間関係の改善を図ることが課題になっています。

このところ、被害、加害双方の立場で青少年がかかわる犯罪は増加しており、インターネットなどの新しいメディアを含め、有害情報などから青少年を守るための啓発活動や情報提供等を強化しなければなりません。

乳幼児期においては、保育園入所や一時預りの要望が高い状況が続いていますが、施設に余裕がなく、病気の子どもを含めた保育施設の拡充が急務です。同時に他の親子との交流を通して、精神的な育児不安や負担を軽減できる場をいっそう整備する必要があります。

学校教育においては、社会科、道徳、特別活動などの時間をはじめ、日常的なあらゆる場面で人権について考え、実行する態度を養うよう、実践しています。不登校やいじめについては、学校の教育活動や教育相談活動などにより成果をあげており、学校での体罰・セクハラ防止、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に関する適切な指導体制づくりを進めています。

一方、市内の小中学校に在籍する外国籍等の児童生徒に対して、必要に応じて日本語指導や生活適応支援、教育相談を実施していますが、さらに国際教育の体系的な取り組みを充実させるとともに、外国籍等の児童生徒や保護者に対する周囲の理解を促進することが大切です。

子どもの人権を守るためには、保護者を含めて大人と子どもとの協力的で相互に信頼しあう健全な人間関係をつくるのが大切です。さらに、子ども自身が積極的に企画の立案や実施に参画できる体制づくりが急がれます。

■主要施策の方向■

1 児童虐待の予防救済支援強化

「藤沢市児童虐待防止ネットワーク」機能の拡充を図り、予防や早期発見に努め、未然防止を図ります。また、一時保護預り施設との連携を図るとともに、市独自の一時保護施設設置などの緊急対応策の研究を進めます。

2 相談・支援体制の増強・充実

「こども総合相談」などが休日や夜間にも対応できる緊急相談・支援体制を図るとともに、問題行動、不登校、いじめなどの児童生徒や保護者からの悩み相談に初期段階で対応し、早期解決に向け相談員、カウンセラーを増員するなど学校における支援体制を強化します。また、不登校児童生徒のための相談指導教室の充実を図ります。

3 いじめ・体罰・セクハラをしない、させない、許さない体制づくりの強化

児童生徒が健やかに安心して学校生活を送るために校内研修や啓発活動を行います。さらに、予防や早期発見ができるように家庭、学校、地域社会の連携を強化します。

4 外国籍等児童生徒に対する学習及び生活支援の拡充

授業を理解するための日本語の習得や、学校生活に適應するために個々の児童生徒に対する支援、指導ができるようボランティアなどを含めた体制をつくりま

5 子育て支援環境の充実

- 保育園入所待機児解消、病後児保育、一時保育、夜間保育等の支援体制づくり
保護者が働いているなどの理由から保育困難な子どもに対し、適切な保育環境づくりを進めます。また、子どもを預けたい人・預かる人で構成する有償ボランティア組織「ファミリーサポートセンター」事業の拡充を図り、緊急保育に対応するシステムづくりを進めます。
- 親・保護者と子どもの居場所づくり
子育てに不安をもつ親・保護者や孤立した親子が、安心していつでも気軽に行ける場、交流できる場、なんでも相談できる場として、地域に「つどいの広場」などの常設と「子育てアドバイザー」の配置を図ります。

6 子どもの意見尊重と人権擁護

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨に基づき、子どもが意見表明できる機会や子どもが参画する「子ども議会」など、子どもの声をまちづくりに反映できる仕組みづくりを進めます。

また、子どもにかかわる相談機関や地域団体等が連携して子どもの人権擁護に努めるとともに、「子どもの人権専門委員」^(※) 制度をさらに強化するよう関係機関に働きかけます。

7 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもが健やかに育ち、子どもの人権が尊重されるまちづくりのために、学校・家庭・地域（市民）が協働し、性犯罪、暴力、売買春、薬物、喫煙、飲酒等の防止や犯罪被害から子どもを守る社会環境浄化活動を推進します。また、子どもたちの安全を守るため、市民に協力を呼びかけ防犯パトロールの強化を図ります。

※**子どもの人権専門委員**：人権擁護委員の中から、子どもの人権問題を専門的に扱う「子どもの人権専門委員」を指名し、いじめなど子どもをめぐる人権問題に対処するという制度。1994年（平成6年）から実施されている。

3 高齢者の人権を尊重するために

●現状と課題●

身体的・精神的虐待、財産権の侵害など高齢者に対する人権侵害が増えています。この理由のひとつとして高齢者に対する差別意識や偏見、介護疲れなどがあげられます。

また、地域とのかかわりが薄くなり核家族化も進むなかで、孤独死などの問題も生じています。

藤沢市における65歳以上の人口の占める割合（高齢化率）は、2006年（平成18年）に17%を超え、この20年で2倍以上に増えています。また介護を必要とする要介護・要支援高齢者は介護保険制度開始時に比べて約2倍になり、急激に増加しています。

「藤沢市高齢者保健福祉計画2008」では、10年後の藤沢市の高齢化率が23%になると予測しており、人口の4分の1を占めることになる高齢者の人権擁護が急がれます。

藤沢市の高齢者福祉施策は、各地域に根ざした市独自のもので、先駆的な取り組みは神奈川県内でも一定の評価を得ています。地区福祉窓口などの市行政の相談窓口だけでなく、社会福祉法人等が運営する高齢者施設、在宅介護支援センターや地域包括支援センターが地域の拠点となっています。さらには公的サービスを補完する民生委員や自治会、老人クラブ、NPOなどのネットワークをはじめ、虐待防止や徘徊SOSネットワークなどの体制も整備されつつあります。

介護保険制度施行を機に市場化されたことにより、サービスの量は増大し利用者本位のサービス提供と選択権の保障が進みましたが、福祉サービスの質の確保が課題となっています。高齢者の自立した生活を支援する体制は、まだ充分とはいえません。

高齢者が自立のうえ社会参加し、尊厳をもって自己実現をしていくためには、高齢者への市民の理解と、事業者・福祉従事者の人権意識の向上が求められます。

■主要施策の方向■

1 権利擁護体制^(※)の充実

成年後見制度^(※)や地域福祉権利擁護事業^(※)を広く周知し、認知症をはじめとする高齢者やその家族などへの利用の推進に努めます。さらに虐待など介護現場にある問題の迅速な解決を図るため、ソーシャルワークアプローチ^(※)を優先するなか、立ち入り調査権を効果的に活用することや、高齢者をねらった悪徳商法等による被害を防ぐため、地域での見守り体制を確立するなど、高齢者の権利を守る制度の実態を点検し、その充実を図ります。

2 相談機能の充実

利用者、相談者の立場にたった相談サービスの質の向上に努め、24時間対応し、365日機能する安心システムを確保し、「いつでも、どこでも、誰でも」のサービス機能の構築を進めます。

3 社会参加の機会づくり

ユニバーサルデザイン^(※)の観点から、暮らしやすいまちづくり、ものづくりを進めるとともに、高齢者の自己実現と働く権利の保障に努め、多様な社会参加の機会づくりを図ります。

4 情報提供の充実

高齢者向けサービスに関する情報をわかりやすく提供し、特にひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯に対しては、情報が行き届くように配慮します。

5 市民参加による豊かな福祉コミュニティの形成

福祉サービスを利用する市民に向けた消費者講習会や市民オンブズマン育成研修、福祉サービス第三者評価調査者養成講座を開催するなど、福祉現場への市民ボランティア活動を支援し、NPO等による福祉サービスの安定的確保を図ります。

6 福祉事業者・従事者の人権教育と事業者への外部評価

高齢者にかかわる福祉事業者・従事者に人権教育の実施の義務づけを検討します。さらに、事業者に対する苦情処理や提供するサービスに対する第三者評価の受審などができる体制づくりを支援します。

7 災害対応システムの構築

寝たきり高齢者や認知症高齢者など、重度要介護者の避難体制の検討をさらに進めるとともに、介護現場の情報提供の徹底や施設事業者間の連携の強化など、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の支援体制の充実を図ります。

8 高齢者理解の教育、啓発の推進

小・中・高等学校においては日常かつ体系的に福祉教育を行い、高齢者への理解と思いやりの心を育てます。

※**権利擁護（体制）**：「個人が人として尊厳をもって、その人らしく生きるための権利」を擁護することとらえた自己決定の尊重、財産等の管理、福祉サービス等にかかわる手続き及び苦情解決などの支援。

※**成年後見制度**：判断力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を保護し、支援するための制度。民法改正法等関連四法案の成立を受けて、2000年（平成12年）4月から、それまでの禁治産・準禁治産制度を補助・補佐・後見制度（法定後見制度）に改めるとともに任意後見制度が創設された。

※**地域福祉権利擁護事業**：高齢者や障害者などが日常生活を送るうえで、自らの福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理等が十分にできない場合に支援を行うサービスで、社会福祉協議会が行っている。

※**ソーシャルワークアプローチ**：困っている人の話を受け止め、適切な資源やサービスを提供するかかわり。

※**ユニバーサルデザイン**：ハンディキャップを負った人々に使いやすい工夫・デザインは、すべての人に使いやすいという考え方。公共的建築物、道路、公園をはじめ、電子機器や文具、紙幣など、あらゆるものを対象とする。

4 障害者の人権を尊重するために

●現状と課題●

藤沢市は1970年代から、総合的な障害福祉施設の「太陽の家」、市立の白浜養護学校、障害者の活動拠点としての「ふれあいセンター」の開設や障害児者への歯科診療事業等、障害者福祉に関する市独自の先駆的な取り組みを行ってきました。同時に、民間の社会福祉法人や地域作業所等の動きも年々活発となり、今日では障害者の多様なニーズに応える大きな力になっています。

一方で、近年の社会情勢の変化などを受け、従来からの障害定義や福祉概念では対応しきれない状況も派生するようになり、国は障害者福祉法の抜本的な見直しとして、従来別々の施策であった3障害（身体、知的、精神）に対するサービスを効率的に統合するものとして、平成18年度より「障害者自立支援法」を施行しました。

特に地域生活支援については、市町村の担う役割が今までにない重要視され、各自治体の姿勢が問われる時代となりました。

障害者福祉とは、障害ゆえに被る不便、不都合、不利益（さまざまなバリア）を解消する（フリーにする）ための支援であり、たとえ障害があっても基本的人権が保障された当たり前の（ノーマルな）市民生活を可能にすることが、バリアフリー^(※)社会におけるノーマライゼーション^(※)の実現といえます。

このような福祉理念を背景とし、藤沢市では2006年（平成18年）を初年度とする「ふじさわ障害者計画2010」を策定するとともに、新法に基づく具体的な障害福祉計画として、“障害者一人ひとりの人権に配慮した自立支援”という視点にたって、新たな福祉サービス体制の構築を進めているところです。

■主要施策の方向■

1 福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」の円滑な実施を図るとともに、特に市町村の裁量とされた地域生活支援事業については、障害種別や程度の違いで著しいサービス格差が生じないように当事者の多様なニーズに配慮したきめ細かな施策を講じます。また、同法による障害認定区分によってサービスが利用できない人々に対しても、柔軟に対応できるように努めます。

2 相談機能の充実

現行の3障害総合相談支援ネットワーク機能を充実発展させ、24時間体制を視野に入れた迅速で専門性の高い対応に努めます。

3 権利擁護体制の充実

総合相談支援ネットワーク・家族を含む当事者団体・NPO等と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの活用により、問題解決に向けた対応を図ります。

4 社会参加への支援

余暇活動や当事者団体活動の充実に向けた環境づくりに努めるとともに、市政への当事者の参画を積極的に進めます。

5 バリアフリー社会の推進

すべての人々が不自由なく日常生活を送れるように、バリアフリーの理念に基づいたまちづくりを総合的に推進します。

6 災害対応システムの構築

障害者に配慮した避難場所や備蓄品を確保し、その情報提供を進めます。

7 障害理解の教育、啓発の推進

学校教育、職員研修、市民啓発事業などの実効性を高めるため、必要に応じて障害当事者講師の派遣や現場実習などをきめ細かく、継続的に実施します。

※**バリアフリー**：ハンディキャップを負った人々が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

※**ノーマライゼーション**：障害のある人もない人も互いに助けあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす、という考え方。

5 同和問題（部落差別）を解決するために

●現状と課題●

同和問題（部落差別）は、日本社会の差別構造のなかでも大変深刻な問題です。同和問題（部落差別）に関する差別意識と偏見は根深く、差別解消に向けた抜本的な取り組みが必要です。

2002年（平成14年）3月で国の「同和対策事業特別措置法」は終了したものの、被差別部落出身者への身元調査、就職差別、結婚差別、差別発言、差別落書き、インターネットへの差別書き込みなどの差別事件が今なお、あとを絶ちません。

また、同和問題を口実にした「えせ同和団体」による不当、不法な行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっているばかりでなく、差別意識と偏見を助長するものであり、毅然たる対応が求められます。

藤沢市ではこれまで、当事者団体との連携や市民に対する人権啓発事業を行ってきましたが、今後も引き続き取り組みを進めていきます。

■主要施策の方向■

1 相談体制の充実と当事者団体との連携

相談しやすい環境を整えるなど相談体制を充実させるとともに、当事者団体と連携し、差別を解消するための取り組みを推進します。

2 実態の把握

人権や同和問題に関する市民意識調査を行うなど実態把握に努め、施策に活かします。

3 個人情報の保護の徹底

就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報漏洩を防ぐために、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。

4 えせ同和行為への対抗策

同和問題を口実として企業や行政機関に不当な要求や不法な行為を求める「えせ同和行為」には毅然とした態度で応ずるように市民、企業、職員に啓発・教育を行います。また、差別図書などの購入をしないように啓発指導を進めます。

5 就職差別解消のための啓発

就業や採用において差別があってはならないことを事業主、教育機関、関係機関へ啓発を進めます。

6 同和問題（部落差別）に関する教育、啓発の推進

同和問題（部落差別）に関する正しい知識の習得と理解を深めるために、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通し、教育・啓発を進めます。

〈同和問題とは…〉

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどの我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、地方公共団体は国とともに、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら、結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだに後を絶ちません。

6 外国人市民の人権を尊重するために

●現状と課題●

藤沢市に住む外国籍市民の人口は、1981年（昭和56年）の約1,000人が2006年（平成18年）には約6,000人と6倍になっています。特に、1985年（昭和60年）頃から1993年（平成5年）頃にかけて南米の人を中心に急激に増え、その後は微増傾向をたどっています。

また近年、勤労者、研修生、実習生、国際結婚も増加し定住化が進むにつれ、言語、宗教、習慣の違いからさまざまな人権問題が発生しています。外国人市民からの相談も就労、住宅、教育、医療、保健、福祉など生活全般におよび内容も複雑化しています。

このため、藤沢市では外国人市民を対象とした生活・行政相談や多言語情報提供などの事業を行っています。さらに外国人市民をより理解・尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発や国際交流など当事者と協働した施策の推進が強く求められます。

■主要施策の方向■

1 外国人市民の権利の保障

- 外国人市民の市政への参加促進と参政権の確立
日本国籍をもたない外国人でも積極的に市政に意見を述べるできるように審議会等委員への参加を進めます。また、住民投票への参加について実現するように検討するとともに納税者・生活者としての意見を反映させるために、地方参政権の確立について、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。
- 「(仮称)外国人市民会議」の設置
外国人市民の意見を市政に反映させるために、「(仮称)外国人市民会議」の設置を検討します。
- 藤沢市が行う各種調査において国籍にかかわらず、すべての市民を対象とし、外国籍市民への差別がないように取り組みます。

2 相談・支援体制の充実

- 多様なニーズの相談にきめ細かく対応するために、出身国の母語による専門員を配置するとともにNGO・NPOと連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。
- 市内の標識や案内などを多言語で表示します。

3 就学支援

就学前の子どもをもつ保護者に対し、日本の教育システムについて情報提供を行います。また、未就学児や学校になじめない児童生徒に対し、個々のケースに即したきめ細かい対応に努めます。

4 医療・保健・福祉支援

医療受診をはじめ、健康診断、国民年金や健康保険加入、介護や子育て支援、そして障害者の社会参加等について、一人ひとりが安心して暮らせるように支援します。また、藤沢市に永住し、国民年金の非受給者となっている高齢者、障害者に対する支援を進めます。

5 住宅施策の充実

NPO等と連携し賃貸住宅等に関する情報提供などにより、入居差別の解消を図ります。

6 災害対応システムの構築

大地震などの災害に備え、また発生した時に混乱なく避難できるように市内の要所に多言語あるいは、やさしい日本語を使用した表示をします。さらに災害時の行動について情報提供を行います。

7 外国人市民への理解を促す教育、啓発の推進

外国人市民に対する差別・偏見をなくし、多文化について理解を深めるために学校教育、社会教育などのあらゆる機会を通し、教育・啓発を進めます。

7 患者等の人権を尊重するために

●現状と課題●

誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは基本的な権利であり、そのためには病気への理解とともに適正な医療を受けられることが必要です。

しかし、病気についての無理解や誤解から、H I V^(※)感染者、エイズ^(※)発症者をはじめ、ハンセン病患者・元患者、難病患者、感染症患者、精神科疾患患者等で保健・医療サービスを受ける市民に対し偏見をもつ人がまだ少なからずいます。

また、患者自身が疾病を克服するためにも、疾病と診療内容を十分理解することが必要です。診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を築き、両者が共同して疾病を克服することを目的に「診療情報の提供等に関する指針」（2003. 9：厚生労働省）が策定されています。

このようなことから、藤沢市民病院では、医師等医療従事者と患者相互の理解を深めるため「患者さんの権利と責任」（適切な医療を受ける権利・知る権利・自己決定の権利・医療機関を選択する権利、セカンドオピニオン^(※)・プライバシーが保護される権利・医療に協力する責任）について、その考え方を明らかにしています。

藤沢市では、2006年（平成18年）に藤沢市保健所を開設し、市民の健康増進に関するサービスを保健センターと一元的に進める体制を整えました。

今後はさらに、患者等の人権を地域社会全体で支えていく環境づくりを進めていく必要があります。

■主要施策の方向■

1 患者本位の保健・医療サービスの推進

市内のどの医療機関においても、「患者さんの権利と責任」の考えのもとに医療が行われるように患者側の権利と医療機関の義務の両面からの啓発に努めます。

2 病気に即した保健・医療・福祉サービスの充実・強化と人権尊重の推進

精神障害等がある人が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加ができるように保健及び福祉に関する相談・訪問事業等の充実を図ります。また、感染症患者や難病患者等に対しては、人権に配慮した相談・健診事業などの充実を図ります。さらに、保健・医療・福祉サービスに従事する者に対しては、患者の人権尊重に向けた取り組みを推進します。

3 病気についての正しい知識の普及啓発の推進

差別（人権侵害）は、幼い頃からの誤解や偏見から生まれるため、疾病についても発育段階に応じ、正しい理解が深まるよう知識の普及啓発に努めます。

※H I V：(human immunodeficiency virus) ヒト免疫不全ウイルス。

※エイズ：H I Vに感染しておこる病気で、感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊されて身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍を合併する。

※セカンドオピニオン：よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見。医療の分野では、一人の医師の意見だけで決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めること。

8 就労者の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、就労構造の激変や労働環境がめまぐるしく変化するなか、藤沢市では就労者の権利啓発や支援に努めてきました。雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援については、良好な職場環境づくりを推進してきましたが、いまなお多くの課題が残っています。若年層や高齢者の就労については、就業体験研修や無料職業紹介事業等を実施していますが、いっそうきめ細かな施策や就職支援策の充実が求められています。障害者の就労については、事業所を訪問し、雇用の依頼を実施するなど就労の促進に努めていますが、まだ十分な理解を得られていないがたく、引き続き雇用の拡大を図ることが必要です。また、雇用や就労環境の変化により、労働相談も多様化、複雑化しており、専門家による相談窓口を今後も継続することが大切です。

■主要施策の方向■

1 若年層・高齢者の就労支援

関連諸団体と連携し、無料紹介事業「藤沢しごと相談システム」の運営、若年層や高齢者の能力開発や就職支援を充実させます。また、若年層を中心とした非正規雇用から正規雇用への促進や、高齢者の雇用の延長や再就職のあっせんを事業主等に対し積極的に働きかけます。

2 障害者の就労支援

事業主に対し、さらなる障害者雇用促進と、身体障害者のみならず、知的・精神障害者についても雇用の促進を図るように働きかけます。

3 外国人市民の就労支援

就労・雇用に関するきめ細かな情報提供をはじめ、関係機関との連携を密にしなが、外国人市民の就労の促進を図ります。

4 労働相談の充実

複雑かつ多様化する相談に対応するため、今後とも労働問題の専門である社会保険労務士による適切な相談の充実を図ります。

5 仕事と家庭との両立支援の推進

男女ともに仕事と家庭との両立を図るために、事業主及び就労者に対し、労働時間の短縮、有給休暇や特に男性の育児休業や介護休業の取得推進に向けた啓発を進めます。さらに、IT技術等を活用した個人のライフスタイルに応じた時間や場所にとらわれない、多様で柔軟な働き方の実現に努めます。

6 就労者の権利に関する啓発の推進

職業・職種によって差別されることのないように、また就労者の権利が守られるようにさまざまな法令に定められた就労者の権利について、事業主や就労者に対し、系統的な情報提供や啓発を推進します。

9 犯罪被害者の人権を尊重するために

●現状と課題●

犯罪によって被害者は生命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産を奪われるといった深刻な被害に直面させられます。また被害者本人のみならず、家族も多大な苦痛を被り、経済的理由により生活そのものが破壊されてしまうこともあります。

加えて、興味本位のうわさや中傷、心ない言動により名誉が毀損されたりプライバシーが侵害されたりするなど、二次的な被害を受けることもあります。

「犯罪被害者等基本法」の施行（2005.4）以降、犯罪被害者への精神的、経済的、医療的、情動的支援が整備されつつありますが、藤沢市においても、相談・支援体制の充実、犯罪被害者の人権についての啓発を推進することが求められます。

■主要施策の方向■

1 支援・相談の充実

犯罪被害者の精神的な立ち直りを支援するとともに関係機関や支援団体と連携し、相談体制の充実を検討します。

2 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進

犯罪被害者について正しい理解を促すために、学校教育や社会教育の場において、教育・啓発に取り組みます。特に当事者の精神的被害への理解を深め、二次的被害が発生しないように努めます。

10 ホームレス（野宿生活者）の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレス（野宿生活者）が増加しており、新たな人権課題となっています。ホームレス（野宿生活者）は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

2002年（平成14年）には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援へ向けて取り組まれています。しかし、ホームレスに対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合があります。雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスへの差別や偏見をなくすために市民への教育や啓発を行うことが大変重要です。

■主要施策の方向■

1 自立支援・生活支援

自立支援、生活支援のための施設の確保、職業訓練、雇用のあっせん等を関係機関、近隣自治体と連携して行います。

2 健康維持への対策

健康維持や病気、感染症対策に努めるとともに、無保険者についても、医療・保健サービスが受けられるように対策を進めます。

3 実態の把握

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査やアンケート調査等を行います。

4 当事者、支援団体との連携

施策を推進し差別・偏見をなくすために、当事者、支援団体と連携します。

5 教育・啓発活動の推進

差別と偏見をなくすために、学校教育や社会教育の場で市民への教育・啓発活動を行い、人権意識の定着に努めます。

II さまざまな人の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、情報化の進展や価値観の多様化などによる生活スタイルの変化、人権意識の高まり、そして当事者の取り組みなどにもない、今まで表面化されなかった課題が取り上げられてきています。これらの課題においても深刻な差別と偏見による人権侵害が起きており、具体的な対応策が求められています。また今後、新たな課題が浮上することも考えられます。

◆課題◆

◆ インターネット等での人権侵害

インターネット等を利用した誹謗・中傷などの人権侵害、差別表現や差別用語の掲載など人権にかかわるさまざまな問題が起きています。

◆ 性的マイノリティ^(※)の人々

● 性同一障害

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために社会生活に支障をきたしている人々がいます。2004年（平成16年）には「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、いまだ偏見や差別があります。

● 性的指向

性的指向とは性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。同性愛者などに対する偏見は根強く、社会生活の中で差別されることがあります。

◆ 先住民族

北海道に先住していたアイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、明治以降の同化政策などにより、今日では文化、言語、生活様式は十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

◆ 刑を終えて出所した人々

刑を終えて出所した人々やその家族に対しての偏見には根強いものがあり、就職や住居の確保などに際して困難が生じています。

◆ 婚外子

婚外子は就学、就職、結婚等において、また戸籍制度や相続において差別される場合があります。

◆ 複合差別

複数の要因が複雑にからみあい表面化した差別事象が生じている場合もあります。

■ 主要施策の方向 ■

1 相談窓口、相談機関の明確化

前述の課題に対応するための相談窓口、機関を明確にし、即応できるように体制の整備を図ります。

2 現行法の活用と市独自策の検討

すでに法律が制定され、取り組みが行われている分野もありますが、現行法では対応が不十分な場合については、本市独自の支援策についても検討を進めます。

3 インターネット利用の適正化

インターネット等の利用における情報モラルの普及や人権に関する正しい理解を深める啓発に努めます。

4 各分野にわたる教育、啓発の推進

市民、職員が人権感覚をみがき、さまざまな視点から差別事象をとらえることができる人権教育・人権啓発を進めます。

また、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビそしてFM放送などによる情報提供や啓発を進めます。

※**性的マイノリティ**：同性愛者、半陰陽者、性同一障害者など異性愛が規範であるという考え方から外れていて、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称。性的少数派ともいう。